

**「商品関連市場デリバティブ取引等の  
自主規制規則の適用に関する規則」  
の一部改正について**

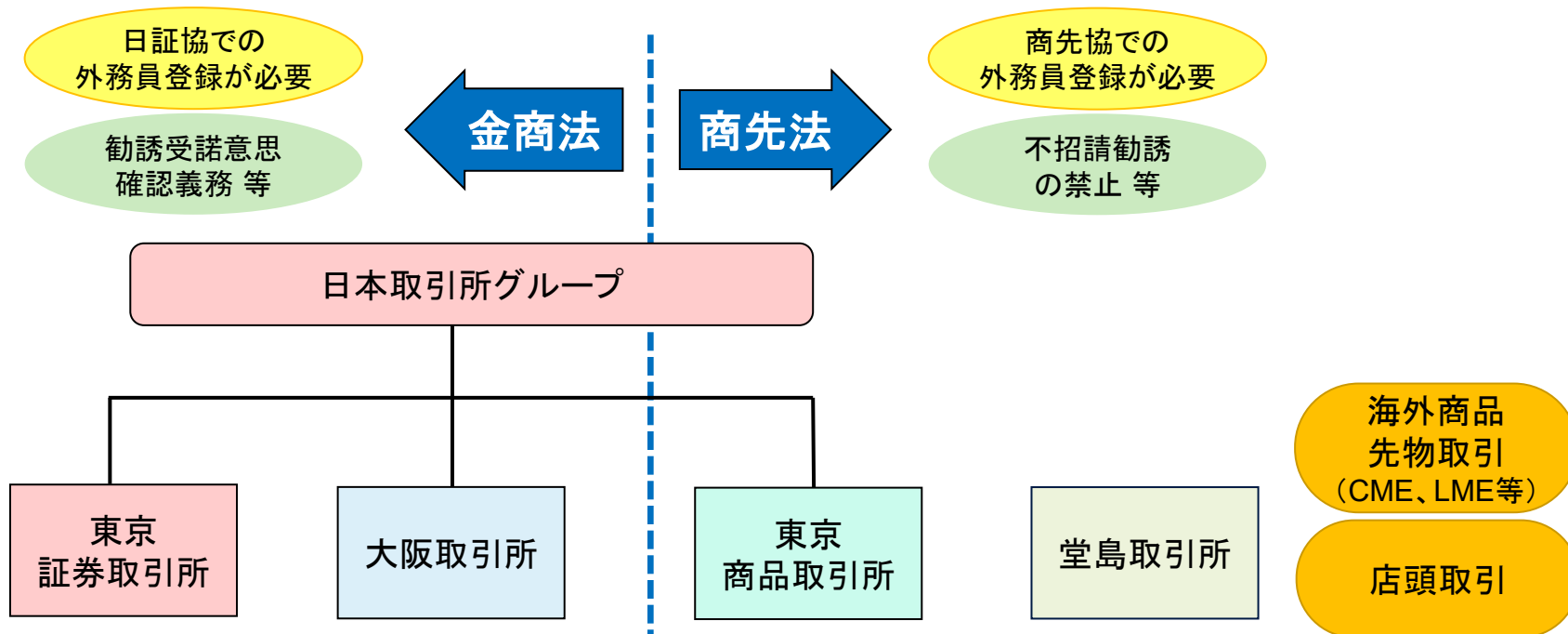
2026年2月17日  
日本証券業協会

# 1. 総合取引所を巡る動き

年月	主な出来事
2014年3月	● 金融商品取引法等の一部を改正する法律(総合取引所関係)施行 ⇒ 金商法の下、金融商品取引所が商品先物取引等を扱うことが可能に
2018年11月	● 政府の規制改革推進に関する第4次答申 ⇒ 総合取引所を、おおむね2020年度頃の可能な限り早期に実現するよう提言
2019年12月	● JPXグループによる東京商品取引所(TOCOM)の完全子会社化
2020年3月	● 日証協は定款を改正し、商品関連市場デリバティブ取引の取次ぎ専門業者を特定業務会員として位置付け ● 合わせて自主規制の適用に関する規則等を整備し、特例商先外務員資格(※)を創設
2020年7月	● TOCOMの取扱商品のうち、貴金属、ゴム、農産物等の先物市場を大阪取引所へ移管 ● 日本商品清算機構(JCCH)の機能が日本証券クリアリング機構(JSCC)に統合され、証券と商品の清算が一体化 ⇒ 総合取引所が実現
2022年4月	● TOCOMが電力を本上場、液化天然ガスを試験上場
2023年3月	● 堂島取引所が貴金属(金、銀、白金)を試験上場
2024年4月	● 堂島取引所が米穀指数を本上場

(※) 日本商品先物取引協会(商先協)が実施する所定の試験に合格する等の一定の要件を満たしていれば、本協会の試験合格を要件とせずに商品関連市場デリバティブ取引に係る職務に従事することができる特例資格

## 2. 総合取引所の概観



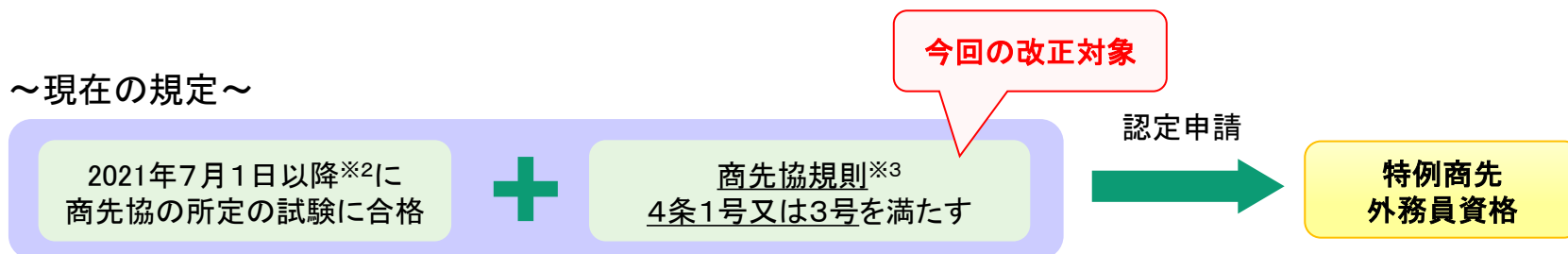
	大阪取引所 (OSE)	東京商品取引所 (TOCOM)	堂島取引所 (ODEX)
取扱商品	貴金属、農産物、 CME原油指数、ゴム	石油関連商品、 電力、液化天然ガス	農産物、貴金属(小口)
清算機関	日本証券クリアリング機構		
親会社等	日本取引所グループ		(主要株主:SBIホールディングス)
保護基金	投資者保護基金	委託者保護基金	

### 3. 特例商先外務員の資格要件と規則改正

#### ➤ 現在の特例商先外務員資格の要件

本協会の「商品関連市場デリバティブ取引等の自主規制の適用に関する規則」において、商先協が実施する所定の試験(金商法上の商品関連市場デリバティブ取引に関する問題を含む)に合格する等一定の要件を満たす者としている。

～現在の規定～



※1 上記のほか、日証協又は商先協において処分等を受けた者でないことも要件としている。

※2 2021年6月30日までに実施された商先協の試験については金商法上の商品関連市場デリバティブ取引に関する問題を含んでいないため、別途、本協会が指定する研修を受講することを追加の要件としていた。

※3 商先協が規定する「会員等の外務員の登録等に関する規則」。

今般、商先協規則が改正され、これまで複数の規則等に跨っていた資格要件等に関する規定が形式的に集約されることに伴い、本協会の「商品関連市場デリバティブ取引等の自主規制の適用に関する規則」の別表1についても所要の改正を行う。

# 4. 規則改正案(主な改正箇所)

## 商品関連市場デリバティブ取引等の自主規制規則の適用に関する規則

第5条第1項 別表1に掲げる自主規制規則の規定は、協会員が商品関連市場デリバティブ取引等を行う場合において、この規則の施行日から本協会が定める日までの間、各欄に掲げる読替規定に読み替えて適用する。

### 別表1における、「協会員の外務員の資格、登録等に関する規則」の読替規定の主な改正箇所(案)

改正案	現行
(外務員資格) 第4条 (現行どおり)	(外務員資格) 第4条 協会員は、その役員又は従業員のうち、次の各号に掲げる要件を具備した者でなければ、外務員の登録を受けることができない。
1~6 (現行どおり)	1~6 (省 略)
7 (現行どおり)	7 特例商先外務員 (一部省略) 次のハからホまでに掲げる要件のすべてを満たすものであって、協会員が必要であると認めて、本協会に対し認定申請を行い、本協会が認定した者
イ (省 略)	イ (省 略)
ロ~ニ (現行どおり)	ロ~ニ (省 略)
ホ 当該申請時において、令和3年7月1日以降に商先協が実施する所定の試験(本協会が指定するものに限る。)に合格し、商先協の「会員等の外務員の登録等に関する規則」 <b>第4条第1号イ又は第2号イ若しくはハ</b> に規定する要件を満たしている者	ホ 当該申請時において、令和3年7月1日以降に商先協が実施する所定の試験(本協会が指定するものに限る。)に合格し、商先協の「会員等の外務員の登録等に関する規則」 <b>第4条第1号又は第3号</b> に規定する要件を満たしている者
8 (現行どおり)	8 (省 略)

商先協が、これまで複数の規則等に跨っていた資格要件等に関する規定を形式的に集約することに伴う参照条文の変更であり、実質的な内容(※)に変化はない。

#### ※ 商先協規則該当箇所の主な内容

過去に登録歴がない者：登録申請前1年以内に商先協が実施する外務員登録資格試験に合格していること

過去に登録歴がある者：登録抹消から6年以内なら、登録申請前1年以内に商先協が実施する登録更新講習を修了していること等  
登録抹消から6年超なら、登録申請前1年以内に商先協が実施する外務員登録資格試験に合格していること等

日程	内容
2月12日	自主規制企画分科会(持回り)において、規則改正について審議
2月17日	自主規制会議において、規則改正について審議
3月11日	規則改正・同日施行予定 (商先協規則施行日)

※ 改正の内容が商先協規則の改正に伴う形式的なものであることから、パブリックコメント手続は行わない。

# (参考)登録中の特例商先外務員を有する協会員

特例商先外務員を有する社の登録外務員数及び特例商先外務員数並びに、2021年7月以降の特例商先外務員の登録申請件数は以下のとおり。

会員種別	協会員名	登録外務員数	うち特例商先外務員数	2021年7月以降の特例商先外務員登録申請件数
特定業務会員	コムテックス	68	54	39
特定業務会員	岡地	55	35	0
特定業務会員	クリエイトジャパン	29	26	4
特定業務会員	アステム	28	26	37
特定業務会員	北辰物産	19	3	2
会員	サンワード証券	114	13	19
会員	岡安商事	91	5	8
会員	豊トラスティ証券	329	4	0
会員	大起証券	108	4	1
	合計	841	170	110

# 「商品関連市場デリバティブ取引等の自主規制規則の適用に関する規則」の一部改正について

令和8年2月12日  
日本証券業協会

## 1. 改正の趣旨

本協会では、「商品関連市場デリバティブ取引等の自主規制の適用に関する規則」において、協会の役職員のうち、日本商品先物取引協会が実施する所定の試験に合格するなど一定の資格要件を満たした者については、「特例商先外務員」として本協会の試験合格を要件とせずに商品関連市場デリバティブ取引等に係る外務員の職務を行うことができることとしている。

今般、同協会の「会員等の外務員の登録等に関する規則」（以下「商先協規則」という。）が改正され、これまで複数の規則等に跨っていた当該資格要件等に関する規定が集約されることに伴い、本協会の「商品関連市場デリバティブ取引等の自主規制の適用に関する規則」についても一部改正を行うこととする。

## 2. 改正の骨子

本規則による「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」の読替規定における、特例商先外務員の資格要件について、商先協規則の改正に伴う所要の改正を行う。

（第4条第7号イ及びホ）

## 3. 施行の時期

本改正は、令和8年3月11日（商先協規則改正の施行の日）から施行する。

※ 本改正の内容が商先協規則の改正に伴う形式的なものであることから、パブリックコメント手続を行わない。

○ 本件に関するお問合せ先：資格管理部（TEL 03-6665-6779）

以 上

「商品関連市場デリバティブ取引等の自主規制規則の適用に関する規則」の一部改正について（案）

令和8年2月12日

（下線部分変更）

規定	読替規定 (改正案)	読替規定 (現 行)
<p>(別表1) 協会の外務員の資格、登録等に関する規則 (外務員資格) 第4条 協会は、その役員又は従業員のうち、次の各号に掲げる要件を具備した者でなければ、外務員の登録を受けることができない。</p> <p>1 } 2 } (省略) 6 }</p>	<p>(外務員資格) 第4条 (同左)</p> <p>1 } 2 } (同左) 6 } 7 (現行どおり)</p>	<p>(外務員資格) 第4条 (同左)</p> <p>1 } 2 } (同左) 6 } 7 特例商先外務員 次のイからニまでに掲げる要件のすべてを満たす者であつて、協会が必要であると認めて、本協会に対し令和3年6月30日までに認定申請を行い、本協会が認定した者、又は次のハからホまでに掲げる要件のすべてを満たすものであつて、協会が必要であると認めて、本協会に対し認定申請を行い、本協会が認定した者</p>

	<p>イ 当該申請時において、日本商品先物取引協会（以下「商先協」という。）が実施する所定の試験に合格し、商先協の「会員等の外務員の登録等に関する規則」<u>第4条第1号イ又は第2号イ若しくはハ</u>に規定する要件を満たしている者</p> <p>ロ }  く } ( 現行どおり )  ニ }</p> <p>ホ 当該申請時において、令和3年7月1日以降に商先協が実施する所定の試験（本協会が指定するものに限る。）に合格し、商先協の「会員等の外務員の登録等に関する規則」<u>第4条第1号イ又は第2号イ若しくはハ</u>に規定する要件を満たしている者</p> <p>8 ( 現行どおり )</p> <p style="text-align: center;"><b>付 則</b></p> <p>この改正は、令和8年3月11日から施行する。</p>	<p>イ 当該申請時において、日本商品先物取引協会（以下「商先協」という。）が実施する所定の試験に合格し、商先協の「会員等の外務員の登録等に関する規則」<u>第4条第1号又は第3号</u>に規定する要件を満たしている者</p> <p>ロ }  く } ( 省 略 )  ニ }</p> <p>ホ 当該申請時において、令和3年7月1日以降に商先協が実施する所定の試験（本協会が指定するものに限る。）に合格し、商先協の「会員等の外務員の登録等に関する規則」<u>第4条第1号又は第3号</u>に規定する要件を満たしている者</p> <p>8 ( 省 略 )</p>
--	--	--

(参考) 商先協「会員等の外務員の登録等に関する規則」の改正内容(2026年3月11日施行)

(下線部分が改正箇所)

新	旧
<p><b>(登録外務員の資格要件等)</b></p> <p><b>第4条</b> 登録外務員となることができる者(外務員の登録の更新を受けることができる者を含む。)は、会員等の役員又は使用人のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 過去において外務員の登録を受けたことがない者の登録申請をする場合</p> <p>イ 前条第1項の登録を申請しようとする日前1年以内に、外務員資格試験等規則(以下「試験等規則」という。)に規定する外務員資格試験(以下「試験」という。)に合格した者</p> <p>ロ 日本証券業協会の定める協会の外務員の資格、登録等に関する規則(以下「JSDA登録等規則」という。)第4条第1号に規定する一種外務員の資格を有し、同規則第3条第1項に規定する登録を受けている外務員(同規則第18条第1項又は第2項若しくは第5項に規定する資格更新研修を受講しなければならない者にあつては、当該研修を修了している者に限る。以下「一種証券外務員登録を受けている者」という。)であつて、前条第1項の登録を申請しようとする日前1年以内に、試験等規則に規定する外務員資格認定講習(以下「認定講習」という。)の受講を修了した者</p> <p>( 削 る )</p>	<p><b>(登録外務員の資格要件)</b></p> <p><b>第4条</b> 登録外務員となることができる者(登録の更新を受ける者を含む。)は、会員等の役員又は使用人であつて、次の各号のいずれかに掲げる要件を備えるものでなければならない。</p> <p>(1) 新規に登録を受けようとする者が過去において外務員の登録を受けたことがないときは、本会の実施する外務員登録資格試験(登録前1年以内のものに限る。)に合格した者であること。</p> <p>( 新 設 )</p> <p>( 新 設 )</p> <p>(2) 「会員等の外務員の登録等に関する規則」に関する細則(以下「細則」という。)に定める要件に該当し、本会が特に認めた者であること。</p>

注：この改正は商先協の規則改正であり、審議対象ではありません。

新	旧
<p>(2) <u>過去において外務員の登録を受けたことがある者の登録申請をする場合</u></p> <p>イ <u>前条第1項の登録を申請しようとする日</u> <u>前1年以内に、試験に合格した者</u></p> <p>ロ <u>登録原簿から抹消された日から6年を超えた者（第14条第1項第2号又は第3号の規定により登録を取消された者を除く。）のうち、一種証券外務員登録を受けている者であって、前条第1項の登録を申請しようとする日前1年以内に、認定講習の受講を修了した者</u></p> <p>ハ <u>登録原簿から抹消された日から6年以内の者又は登録原簿から抹消された日から6年を超え、かつ、当該日から継続して当該抹消の申請を行った会員等に所属している者（第14条第1項第2号又は第3号の規定により登録を取消された者を除く。）のうち、前条第1項の登録を申請しようとする日前1年以内に、試験等規則に規定する登録更新講習（以下「更新講習」という。）の受講を修了した者</u></p> <p style="text-align: center;">（以下略）</p>	<p>(3) <u>新規に登録を受けようとする者が過去において外務員の登録を受けたことがあるときは、細則に定める再受講等の要件*を満たしている者であること。</u></p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p style="text-align: center;">（以下略）</p>

※ 商先協『会員等の外務員の登録等に関する規則』に関する細則における再受講等の要件（現行規定）

<p><b>（再受講及び再受験等）</b></p> <p><b>第3条</b> 規則第4条第3号の「再受講等の要件」に該当する者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 登録の抹消の日から新たに登録を申請する日までに6年を超えていない者          当該外務員登録を申請しようとする日前1年以内に、本会が開催する登録更新講習を修了した者又は本会の実施する外務員登録資格試験に合格した者であること。</p> <p>(2) 登録の抹消の日から新たに登録を申請する日までに6年を超えている者又は当該登録の抹消の理由が規則第12条第1項第2号又は第3号のいずれかに該当する者          当該外務員登録を申請しようとする日前1年以内に本会の実施する外務員登録資格試験に合格した者であること。ただし、登録の抹消の日から6年を超えている者のうち、当該登録申請時の会員等に継続して6年を超えて在籍している者については、当該外務員登録を申請しようとする日前1年以内に本会が開催する登録更新講習を修了した場合はこの限りではない。</p>
--